

国民年金基金は国民年金に 上乘せする制度です

市民課 224-5764

国民年金基金は、自営業者などがゆとりをもって老後を暮らせるように設けられた公的な個人年金制度です。国民年金基金に加入すると、老齢基礎年金に上乘せした年金が受けられます。

掛金は全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金には公的年金

等控除が適用されます。

資料の請求・加入の申し込みは、埼玉県国民年金基金 0120-65-4192 にお尋ねください。

「市民意見箱」で皆さんの 声が市長に直接届きます

広聴課 224-5011

より開かれた市政を目指して、「市民意見箱」を設置しています。

設置場所は市民センターや公民館など、次の26か所です。寄せられた

ご意見は、市長が直接拝見します。

様式は自由です。意見箱には専用の用紙が備え付けてあります。氏名と住所を明記し、意見箱に入れてください。

市政に対するご意見やご提案を、お待ちしております。

設置場所

本庁舎1階・市民センター・南連絡所・メルト(西文化会館)・ジョイフル(南文化会館)・総合保健センター・オアシス(総合福祉センター)・中央公民館・南公民館・北公民館・高階南公民館・霞ヶ関北公民館・大東南公民館・中央図書館・西図書館・クラッセ川越

*このほかに、郵送(〒350-8601川越市役所広聴課)・専用ファクス 222-5454・市ホームページの「市政への提案フォーム」からも提出することができます。

法定外公共物について

建設管理課 224-5987

法定外公共物とは

里道・農業用水路などのように、法律が適用されていない公共物を法定外公共物といいます。なお、国道・県道・市道や、一級・二級・準用河川のように、法律が適用・準用され

る公共物は法定公共物といいます。

法定外公共物の調査実施

市が所有する法定外公共物を適正に管理するため、占用調査を実施しています。法定外公共物を含む公共用財産は市民全体の財産で、個人が独占的に使用することはできません。占用・工事・土砂採取などには許可が必要です。誤った占用の場合は、是正するための相談や、払い下げ・付け替え交換の申請を受け付けています。

法定外公共物の払い下げ

里道や農業用水路などのうち、現況がなく機能していないもので、今後も道路や水路としての機能を回復する必要があるものなどは、払い下げが可能な場合があります。

手続きには、利害関係者や地元自治会・水利組合などの同意を得た上、申請書や各種図面の作成などが必要です。

■払い下げが可能な場合の例

- ①土地の利用形態の変化などにより、本来の機能を失っている場合
- ②法定外公共物の代替施設が設置されたため、元の法定外公共物が不要となった場合

*このほかにも、払い下げが可能な場合があります。詳しくはお尋ねください。

「骨髄移植ドナー支援事業」始まりました

健康づくり支援課 229-4124

市では、骨髄提供者(ドナー)の増加を図り、骨髄移植等を推進するため、ドナーの方へ次のとおり助成を行います。

対象…次の①～③すべてに該当する方

- ①(公財)日本骨髄バンクが実施する、骨髄バンク事業のドナー登録者で、骨髄等の提供を完了している
- ②他の助成金等の交付を受けていない(ドナー休暇取得を含む)
- ③骨髄等の提供時、市内在住で市税の滞納がない

*平成26年4月1日以降の提供にかかる通院・入院から対象となります。

助成額…骨髄等の提供に要した通院・入院1日につき2万円(1回の提供で通算7日を上限)

必要書類…(公財)日本骨髄バンクが発行する、骨髄等の提供が確認できる書類▶本人名義の預貯金通帳▶印鑑▶骨髄等の提供が完了した日に加入していた、健康保険証の写し

申請方法…健康づくり支援課で配布する申請書に必要書類を添えて、同課へ持参

*申請書は市ホームページからもダウンロードできます。



国民健康保険・後期高齢者医療制度の限度額適用・減額認定証の交付

国民健康保険Ⅱ国民健康保険課

☎224-5836

後期高齢者医療制度Ⅱ医療助成課

☎224-5842

国民健康保険(国保)・後期高齢者医療制度で医療を受けている方が、次の要件に該当した場合、申請すると認定証が交付されます。これにより、受診時の一部負担金と入院時の食事代(国保限度額適用認定証は一部負担金のみ)が自己負担限度額まで減額されます。

なお、既に認定証を交付されている方のうち、国保被保険者の方には、

更新のお知らせを送付しています。

後期高齢者医療制度の被保険者の方で今年度も該当する場合は、医療助成課から新しい認定証を送付しましたので、更新の手続きは不要です。

また、自己負担限度額の区分は所得に応じて異なりますので、所得の申告をお願いします。

対象：国保被保険者は①または②、

後期高齢者医療制度被保険者は③に該当する方

- ①国保限度額適用・標準負担額減額認定証Ⅱ世帯主と国保被保険者全員の、平成26年度市・県民税が非課税
- ②国保限度額適用認定証Ⅱ世帯主と国保被保険者の中に、平成26年度

子どもたちの笑顔を守るために

教育指導課 ☎224-5483



市内では、不審者の出没や声掛けなどが発生しています。市では、青色回転灯装備車による防犯パトロール

や各学校への指導などを通し児童・生徒の安全確保に努めています。

また、さらなる防犯対策として、毎週火・金曜日(祝日、長期休業中を除く)の午後2時40分に「児童の下校の見守り放送」を行い、保護者や地域の方々に下校時の見守りをお願いしています。

子どもたちの安全と笑顔を守るために、市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

市・県民税を課税されている方がいて、受診者本人が70歳未満

- ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証Ⅱ世帯全員の平成26年度市・県民税が非課税

川越市防災訓練

防災危機管理課 ☎224-5554

市民センター管内11か所の市立小中学校で、避難所開設・運営訓練を中心とした防災訓練を実施します。当日は早朝から、徒歩による避難訓練が実施されます。自動車等で会場周辺を通る際は、歩行者への配慮をお願いします。

参加者は自治会を通じて募集しています。詳しくは、防災危機管理課(本庁舎4階)にお尋ねください。
日時：8月31日(日)、午前8時～10時30分

会場：南古谷小学校・南古谷中学校・武蔵野小学校・大東中学校・大東西中学校・霞ヶ関中学校・霞ヶ関北小学校・霞ヶ関東中学校・霞ヶ関西小学校・霞ヶ関西中学校・川越西小学校

固定資産税などを減免します

資産税課 ☎224-5645

面積が明確な私道の固定資産税などは、所有者の申請により減免され

場合があります。なお、個人が公道との出入りに利用する敷地内通路は、対象となりません。詳しくはお尋ねください。

農業経営に関する支援事業

農政課 ☎224-5939

2月の大雪により損失を受けた農業者に対し、被害農作物の病害虫の防除、樹勢・草勢の回復等、農業経営に必要な資金に対して次のとおり支援を行っています。詳しくは、農政課(本庁舎5階)にお尋ねください。

- 対象：次の①②を満たす農業者
- ①被災した農作物等の減収量が、平年における収穫量の30%以上
- ②減収による損失額が平年における農業の総収入額の10%以上

■農作物災害緊急対策事業：農業生産力維持のために必要な、種苗費や肥料等の購入費を助成

■農業災害資金利子補給補助金：農業協働組合等が融資する農業災害資金に対する利子補給(無利子化)

説明会を開催します

右記の支援について、説明会を開催します。当日直接会場。

日時：①8月26日(火)、②27日(水)、午後2時～

会場：①J A いるま野福原支店、②Ⅱ農業ふれあいセンター

平成27・28年度入札参加業者の登録を受け付け

契約課 224-5632

市が発注する工事または業務の請負、物品の購入などの入札参加業者の登録を受け付けます。

建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理(道路、河川、苑地、下水道)

申請書類は、市独自のものと共同受付参加自治体で共通のものがあ
ります。詳しくは県入札審査課のホームページで「申請の手引」をご確

確認ください。

●新規申請

対象は、「埼玉県電子入札共同システム」のID・パスワードを取得していない業者です。

受付期間：9月12日(金)～10月10日(金)

受付方法：申請書類を〒330-9301

さいたま市浦和区高砂三丁目15-1・県入札審査課へ郵送

丁目15-1・県入札審査課へ郵送

●更新申請

対象は、「埼玉県電子入札共同システム」のID・パスワードを取得している業者です。

受付期間：建設工事 10月14日(火)～

11月28日(金)▼設計・調査・測量、土木施設維持管理 10月14日(火)～11月14日(金)

受付方法：「埼玉県電子入札共同システム」により電子申請を行い、

申請書類を〒330-9301

さいたま市浦和区高砂三丁目15-1・県入札審査課へ郵送

1・県入札審査課へ郵送

●納入

申請書類は、10月中旬から、契約課(本庁舎3階)で配布する予定です。また、市ホームページからもダウンロードできます。

市職員を募集します 職員課 224-5553

平成27年4月1日採用予定の市職員を募集します。職務内容・給与など、詳しくは募集案内を確認してください。

募集案内は8月11日(月)から職員課(本庁舎4階)・市民センター・南連絡所・本川越駅証明センター(西武本川越ペ2階)で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

職種・募集人員・受験資格

受験資格は、それぞれすべての要件を満たしていることが必要です。

職種	募集人員	受験資格
歯科衛生士	1人	生年月日が昭和59年4月2日以降 歯科衛生士の免許を有する
電気	2人	生年月日が昭和30年4月2日以降 民間企業等における電気(電気設備の設計・施工監理・維持管理等)に関する職務経験が3年以上ある *職務経験の詳細については、募集案内を確認してください。 第一種・第二種・第三種電気主任技術者免状のいずれかを取得している 日本国籍を有する
機械	1人	生年月日が昭和30年4月2日以降 民間企業等における機械(機械設備の設計・施工監理・維持管理等)に関する職務経験が3年以上ある *職務経験の詳細については、募集案内を確認してください。 日本国籍を有する

受験申し込み(郵送不可)

受付日時…8月18日(月)～9月26日(金)、午前8時30分～午後5時15分

*土・日曜日、祝日は除きます。

受付窓口…職員課(本庁舎4階)

採用試験

試験日…10月19日(日)

試験会場…市立川越高校

市役所本庁舎は、耐震改修工事を実施中

管財課 224-5633

休日・夜間の受付窓口が、1階西側玄関から地下1階西側玄関に戻りました。平日の窓口業務は通常どおりです。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市税などの納期のお知らせ

納期限は、9月1日(月)

市県民税(第2期)

国民健康保険税(第2期)

収納課 224-5686

後期高齢者医療保険料(第2期)

医療助成課 224-5842

介護保険料(第2期)

介護保険課 224-5817

受付期間：11月17日(月)～28日(金)
受付会場：3A会議室(本庁舎3階)

手続き等が変わります！子ども・子育て支援新制度

保育課
0224-5827

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消に向けて新制度が始まります。それに伴い、利用手続き方法などが変わりますので、ご注意ください。受け付け日程等の詳細は、広報川越・市ホームページでお知らせします。

*なお、幼稚園については、新制度に移行するか現行制度のまま継続するかは、各施設が決めることになっていきます。現行制度のままの幼稚園の手続きは従前どおりです。

3つの認定区分

新制度では、下表のとおり子どもの年齢や保育の必要性、利用希望する施設に応じて1号認定・2号認定・3号認定の3つの認定区分が設けられました。

なお、2号認定・3号認定（＝保育認定）では、保護者の就労、妊娠、出産など「保育の必要性」の認定申請が必要になります。

また、就労を理由とする保育の場合、保護者の月の就労時間に応じて、利用時間が変わります。

●利用時間

■1号認定

教育標準時間：1日4時間の幼児教育

■2号認定・3号認定

保育標準時間：最大11時間の保育。

主にフルタイムの就労を想定

保育短時間：最大8時間の保育。主にパートタイムの就労を想定

手続き方法



下図の「新制度の利用手続きの流れ」とおり利用希望する施設によって異なります。

なお、すでに幼稚園・保育園等を利用していても、それぞれの施設に応じた認定を受ける必要があります。詳しくは、お尋ねください。

*幼稚園は、新制度に移行する施設を利用する方のみ1号認定が必要です。現行制度のままの施設の場合は、必要ありません。

契約と支払い先

●私立・公立保育所を利用

利用者は市と契約して、保育料を市へ支払います。

●認定こども園・幼稚園・地域型保育を利用

利用者は施設・事業者と契約して、保育料を施設・事業者へ支払います。

3つの認定区分

区分	子の年齢	保育の必要性	施設等	利用時間
1号認定	満3歳以上	なし(教育を希望)	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
保育認定 2号認定		あり	保育所、認定こども園	保育標準時間
				保育短時間
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育	保育標準時間 保育短時間

*新制度での施設については、広報川越7月10日号・市ホームページで確認できます。

